

第 1 章 計画の基本的な考え方

1

計画策定の背景

今日の環境問題は、ごみの不法投棄、大気汚染、水質汚濁、ヒートアイランド現象*、自然の喪失といった身近な問題から、地球温暖化*による気候変動などの地球規模の問題に至るまで多岐にわたります。このような環境問題の多様化は、物質的な豊かさを重視する経済活動やライフスタイルそのものが原因であり、特に地球温暖化による気候変動については、生物多様性はもとより人類の存続をも脅かす恐れが指摘されています。

私たちは、日々刻々と変化している社会や経済の状況を踏まえながら、かけがえのない環境を未来の世代に引き継いでいかなければなりません。

本市では、市民がいつまでも健康で文化的な生活を送ることができるよう、平成11（1999）年4月に「川口市環境基本条例」（以下、「環境基本条例」といいます。）を施行しました。また、平成13（2001）年3月には、環境基本条例に基づき、「川口市環境基本計画」を策定し、平成20（2008）年3月の改訂を経て、平成23（2011）年3月に「第2次川口市環境基本計画」（以下、「第2次計画」といいます。）を策定し、同計画に基づく基本理念の実現を目指して、環境の保全および創造*に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

第2次計画の策定以降、東日本大震災に伴うエネルギー需給のひっ迫による省エネルギーへの取り組みや再生可能エネルギー*導入の加速化、鳩ヶ谷市との合併など、環境行政を取り巻く状況が変化しています。

また、国際社会における新しい地球温暖化対策の枠組みへの合意など、今後も環境を取り巻く状況は変化していくものと想定されています。

こうした新たな環境課題に対応するとともに、平成28（2016）年4月に策定された「第5次川口市総合計画」との整合を図り、本市における環境の保全および創造に関する取り組みをより効果的に進めていくため、「第3次川口市環境基本計画」を策定しました。

※ 市民・事業者・市が適正な役割分担と協働のもとに、現在の環境を守り、さらに将来に向けてより良い環境をつくり出すこと。

川口市環境基本条例第3条（基本理念）

- 1 環境の保全等は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、環境資源の有限性を認識し、その適正な管理及び利用を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が適正な役割分担のもと、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

2 計画の目的・位置づけ

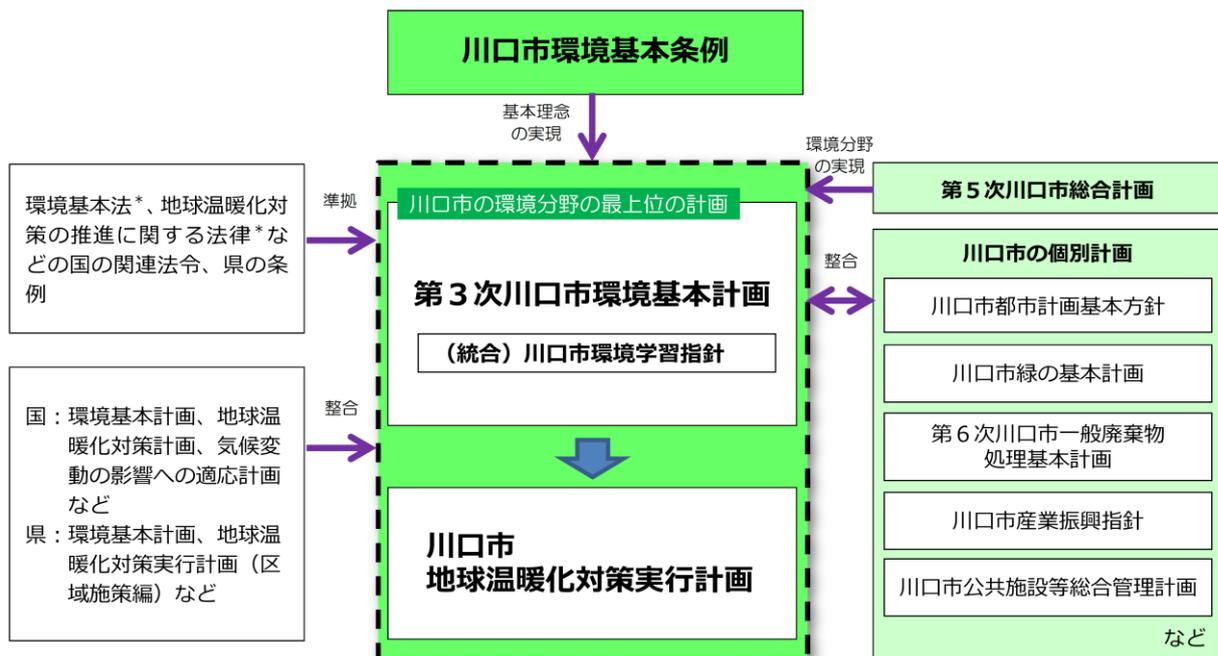
本計画は、環境基本条例の基本理念（第3条）の実現に向けて、環境の保全および創造に関する施策を示すとともに、市民・事業者・市のそれぞれが担うべき取り組みを明示するものです。

本計画は、「第5次川口市総合計画」に掲げる環境施策を実現するための計画であり、本市の環境に関連する計画においては最上位に位置づけられます。

また、国や県の環境基本計画をはじめ、本市の環境に関連する各種計画との整合を図ります。

さらに、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条および環境基本条例第15条に基づき策定された「川口市環境学習指針」を包含した計画として位置づけます。

本計画の位置づけ



3 計画の期間

計画の期間は、長期的な将来を見据えながら、平成30（2018）年度から平成39（2027）年度までの10年間とします。

計画の期間



4 計画の対象範囲

計画の対象地域は、川口市全域とします。

対象分野は、①循環、②安全・安心・快適、③自然共生、④低炭素、⑤環境保全活動、の5分野とし、身近な地域レベルの環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

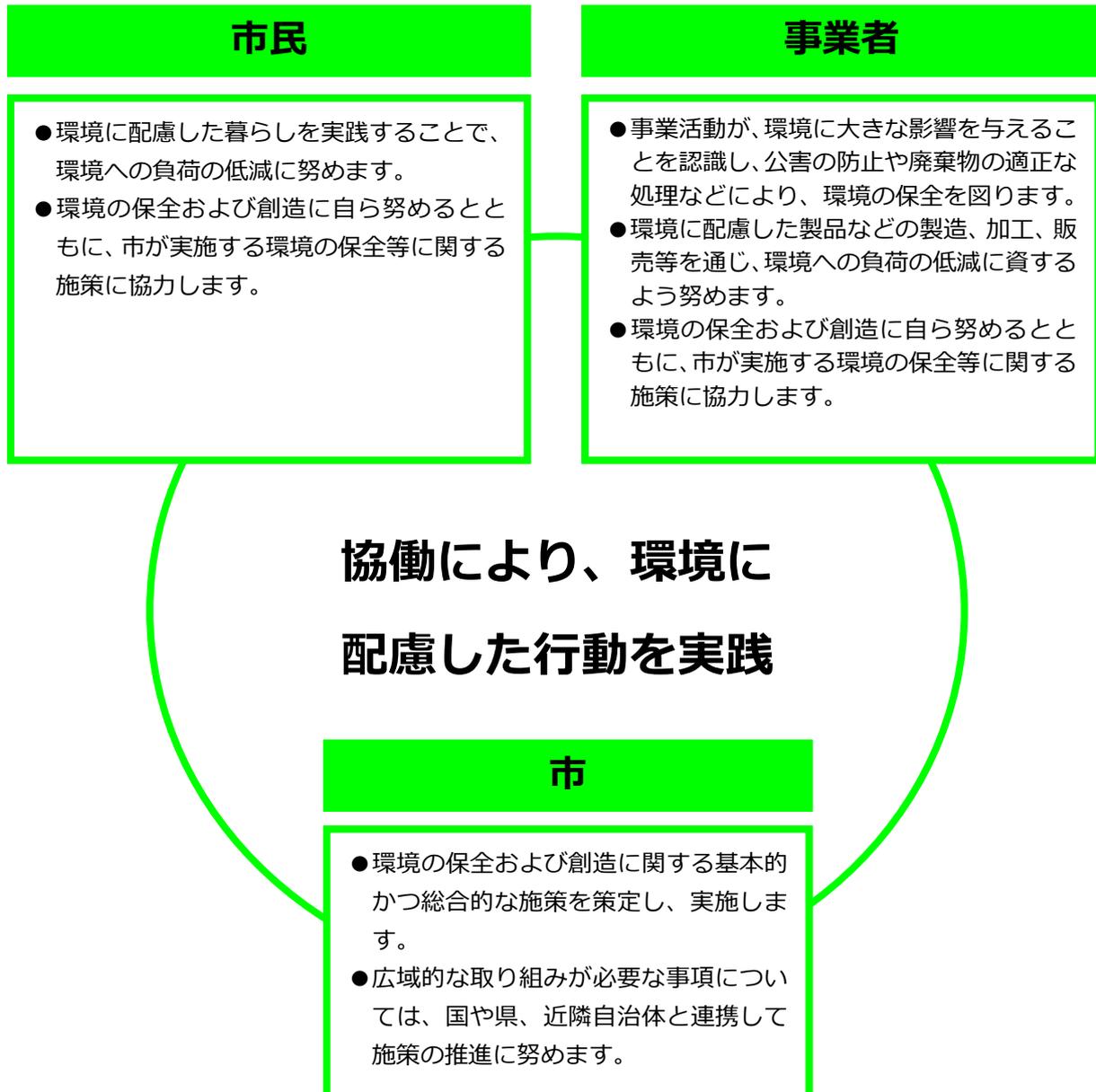
計画の対象範囲

対象分野	対象範囲
循環	ごみの発生抑制・再使用・再資源化（3R*）、ごみの適正処理 など
安全・安心・快適	公害防止、環境美化、まちなみ・景観、防災 など
自然共生	動植物、生態系*、みどり・水辺、公園、農地 など
低炭素	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー など
環境保全活動	環境教育・環境学習、環境情報、環境活動、協働 など

5 計画の推進主体

本計画の推進主体は、市民・事業者・市とし、各々がその役割に応じ、環境に配慮した行動を実践します。

計画の推進主体

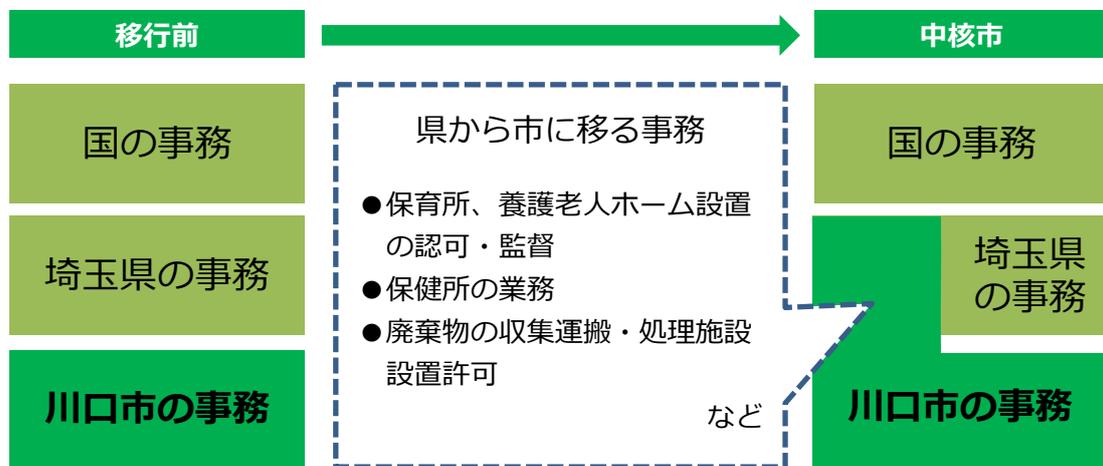


コラム：中核市への移行

中核市とは、地方自治法に定められた大都市制度の一つで、これまで法律などに基づき県が行っていた福祉、保健、環境など市民に身近な分野の事務権限が県から移譲され市が行うことができます。

中核市へ移行することで、手続きの迅速化や市民に身近な視点で地域の実情に応じた行政サービスを提供でき、市民の利便性や安全・安心がこれまで以上に高まります。

中核市になると…



本計画に関わりの深い事務としては、「騒音、悪臭、振動の規制地域・規制基準の設定」、「産業廃棄物処理施設の許可・監督」、「産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者に対する措置命令」、「ばい煙発生施設の設置の届出の受理」などがあります。

このように市が自ら判断できる権限が拡大したことを踏まえながら、市民へ質の高い行政サービスを提供し、市の実情にあった個性ある環境づくりを進めていきます。



川口市マスコット「きゅぼらん」

2018.4.1

中核市 川口

誕生